



【南九州市移住定住促進対策補助金】

新築・中古住宅を購入される方へ

令和3年4月1日以降に、新たに所有権保存登記等を完了した住宅を所有される方が対象となります。

南九州市では、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、市内において住宅を取得される方に対して補助金を交付しています。



補助金額

補助金額は、①②のいずれか低い金額となります。

- ① 下記の表に示す金額
- ② 住宅取得経費の1割

| | | 新築（建売） | 中古住宅（※1） |
|------|------------|-------------|----------|
| 補助金額 | | 200,000円 | 500,000円 |
| 加算額 | 市内建築業者 | 200,000円 | — |
| | 子育て世帯（※2） | 100,000円 | 100,000円 |
| | 市の分譲団地の購入者 | 土地売買契約代金の1割 | — |

※1 中古住宅：購入金額200万円以上の住宅（土地代を除く）

※2 子育て世帯：義務教育を終了するまでの子どもと生計を一にする世帯

補助金交付の例

例1：市の分譲団地に新築した場合
（土地取得経費360万円，新築工事経費2,000万円）

A 住宅取得にかかった経費の1割
 $2,360万円 \times 1割 = 236万円$

B 上記項目の額
定額20万円 + 分譲団地36万円 = 56万円

補助金交付額（AとBのうち低い額） = 56万円

例2：子育て世帯が、中古住宅を取得した場合
（中古住宅取得経費430万円（土地代を除く））

A 住宅取得にかかった経費の1割
 $430万円 \times 1割 = 43万円$

B 上記項目の額
定額50万円 + 子育て世帯10万円 = 60万円

補助金交付額（AとBのうち低い額） = 43万円

みな、みりよく！

お問い合わせ

ふるさと振興室移住定住係

電話：0993-83-2511 FAX：0993-83-4469



南九州市

申請の受付期間

住宅及び土地の所有権保存登記、又は所有権移転登記を完了した日から **1年以内**

注意事項（補助金の交付に際して）

- この補助金は、令和3年4月1日以降に、所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した住宅を所有されている方が交付の対象となります。
- **既に持ち家がある方は、対象になりません。**
- 補助金の交付を受けた後、5年以内に転居された場合は、補助金の返還義務が生じますので、予めご了承ください。
- 自治会への加入と自治会活動への協力をお願いします。
- 住宅の移転補償等の対象となった住宅の代替えとする方は対象になりません。

提出書類

| 手続き | 申請者 | 市 |
|--------------|---|--|
| 1 補助金交付申請 | <p>住宅及び土地の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年以内に、「移住定住促進対策補助金交付申請書（第1号様式）」に下記の書類を添えて、ふるさと振興室または各支所地域振興係へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し(2) 土地売買契約書の写し(3) 住宅取得経費及び土地購入費の領収書の写し(4) 建物及び土地の全部事項証明書(5) 住宅の全景写真(6) 世帯全員の住民票（謄本）(7) 自治会加入確認書（第2号様式）(8) 位置図、配置図、平面図及び立面図(9) その他市長が必要と認める書類<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付要綱に対する誓約書・ 市税等の収納確認の同意書・ 固定資産税の課税資料閲覧の同意書 | <p>➡</p> <p>(2) 市の分譲団地を購入した場合は添付してください。</p> <p>(4) 全部事項証明書は、法務局で交付されます。</p> <p>(7) 加入した自治会長の証明をお願いします。</p> |
| 2 交付決定及び額の確定 | | <p>申請書類を審査し適当と認めた場合、補助金の交付決定及び額の確定を行います。</p> <p>➡ 「移住定住促進対策補助金交付決定通知書及び額の確定（却下）通知書（第3号様式）」により、申請者に通知します。</p> |
| 3 補助金の請求 | <p>「請求書（第4号様式）」に、口座情報を記入し、ふるさと振興室または各支所地域振興係へ提出してください。</p> | <p>➡</p> |
| 4 入金 | | <p>➡ 請求書を確認し、指定の口座へ補助金を入金します。</p> |